3　法第四十三条第一項の表の第二号の上欄に規定する政令で定める海上運送業は、海洋運輸業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間において船舶により人又は物の運送をする事業をいう。次項及び第五項において同じ。）、沿海運輸業（本邦の各港間において船舶により人又は物の運送をする事業をいう。次項及び第八項において同じ。）及び海上運送法第二条第七項に規定する船舶貸渡業とする。

4　法第四十三条第一項の表の第二号の中欄のイに規定する環境への負荷の低減に資するものとして政令で定める船舶は、鋼船（船舶法第二十条の規定に該当するものを除く。）のうち、海洋運輸業の用に供されるもの（船舶のトン数の測度に関する法律第四条第一項に規定する国際総トン数が一万トン以上のものに限る。）又は沿海運輸業の用に供されるもので、国土交通大臣が財務大臣と協議して指定するものとする。

5　法第四十三条第一項の表の第二号の中欄のイに規定する環境への負荷の低減に著しく資するものとして政令で定める船舶は、海洋運輸業の用に供される船舶のうち環境への負荷の低減に著しく資するものとして国土交通大臣が財務大臣と協議して指定するものとする。

6　第二十八条第八項を同条第六項とし、同条第十一項を削り、同条第十項中「第一項若しくは第五項の規定により機械その他の減価償却資産を指定し、又は第八項」を「第六項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の三項を加える。

8　法第四十三条第一項の表の第二号の下欄に規定する政令で定めるものは、沿海運輸業の用に供される船舶のうち環境への負荷の低減に著しく資するものとして国土交通大臣が財務大臣と協議して指定するものとする。

9　経済産業大臣は、第一項の規定により機械その他の減価償却資産を指定したときは、これを告示する。

10　国土交通大臣は、第四項、第五項又は第八項の規定により船舶を指定したときは、これを告示する。

第二十八条第十二項を削る。

第二十八条の四第二項中「二百四十万円」を「四百万円」に改める。

第二十八条の五から第二十八条の七までを次のように改める。

第二十八条の五　法第四十四条の二第一項に規定する政令で定める法人は、事業協同組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会及び商店街振興組合とする。

2　法第四十四条の二第一項に規定する政令で定める規模のものは、機械及び装置にあつては一台又は一基（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式。以下この項において同じ。）の取得価額（法人税法施行令第五十四条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。以下この項において同じ。）が百万円以上のものとし、器具及び備品にあつては一台又は一基の取得価額が三十万円以上のものとし、建物附属設備にあつては一の建物附属設備の取得価額が六十万円以上のものとする。

（共同利用施設の特別償却）

第二十八条の六　法第四十四条の三第一項に規定する政令で定める規模のものは、一の共同利用施設の取得価額（法人税法施行令第五十四条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。）が二百万円以上のものとする。

第二十八条の七　削除

第二十八条の九第一項各号及び第十二項各号中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同条第十六項第一号中「資本金の額等が千万円を超え五千万円以下である法人にあつては千万円とし、資本金の額等が五千万円を超える法人にあつては二千万円とする。」を「当該法人が次に掲げる法人に該当する場合には、それぞれ次に定める金額」に改め、同号に次のように加える。

イ　資本金の額等が千万円を超え五千万円以下である法人（法第四十二条の四第八項第八号に規定する適用除外事業者（以下この条において「適用除外事業者」という。）に該当するものを除く。）　千万円

ロ　資本金の額等が五千万円を超える法人又は適用除外事業者に該当する法人　二千万円

第二十八条の九第十八項第一号中「資本金の額等が五千万円を超え一億円以下である法人にあつては千万円とし、資本金の額等が一億円を超える法人にあつては二千万円とする。」を「当該法人が次に掲げる法人に該当する場合には、それぞれ次に定める金額」に改め、同号に次のように加える。

イ　資本金の額等が五千万円を超え一億円以下である法人（適用除外事業者に該当するものを除く。）　千万円

ロ　資本金の額等が一億円を超える法人又は適用除外事業者に該当する法人　二千万円

第二十八条の九第二十項第一号中「資本金の額等が五千万円を超え一億円以下である法人にあつては千万円とし、資本金の額等が一億円を超える法人にあつては二千万円とする。」を「当該法人が次に掲げる法人に該当する場合には、それぞれ次に定める金額」に改め、同号に次のように加える。

イ　資本金の額等が五千万円を超え一億円以下である法人（適用除外事業者に該当するものを除く。）　千万円

ロ　資本金の額等が一億円を超える法人又は適用除外事業者に該当する法人　二千万円

第二十八条の九第二十二項中「第四十二条の四第八項第六号」を「第四十二条の四第八項第七号」に改める。

第二十八条の十の見出しを「（医療用機器等の特別償却）」に改め、同条第一項中「）の」を「。第三項において同じ。）の」に改め、「いう」の下に「。第三項において同じ」を加え、同条第二項第一号中「指定するもの」の下に「（医療法第三十条の十四第一項に規定する構想区域等内の病院における効率的な活用を図る必要があるものとして厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するものにあつては、厚生労働大臣が定める要件を満たすものに限る。）」を加え、同条第三項中「前項第一号」を「第二項第一号」に改め、「器具及び備品を」の下に「指定し、若しくは要件を定め、第四項の規定により事項を定め、又は同項第一号の規定により機能別の機器の種類を」を加え、同項を同条第七項とし、同条第二項の次に次の四項を加える。

3　法第四十五条の二第二項に規定する政令で定める規模のものは、器具及び備品（医療用の機械及び装置を含む。次項において同じ。）にあつては一台又は一基の取得価額が三十万円以上のものとし、ソフトウエアにあつては一のソフトウエアの取得価額が三十万円以上のものとする。

4　法第四十五条の二第二項に規定する政令で定めるものは、器具及び備品並びに特定ソフトウエアのうち、医療法第三十条の二十一第一項第一号に掲げる事務を実施する都道府県の機関（同条第二項の規定による委託に係る事務（同号に掲げる事務に係るものに限る。）を実施する者を含む。以下この項において「相談機関」という。）の助言を受けて作成される医師その他の医療従事者の勤務時間を短縮するための計画として医療従事者の勤務時間の実態、勤務時間の短縮のための対策、その対策に有用な設備の機能その他の厚生労働大臣が定める事項が記載された計画（当該相談機関の長（当該相談機関が同条第二項の規定による委託を受けた者である場合には、当該相談機関の長及びその委託をした都道府県知事）による医師の勤務時間の短縮に特に資するものである旨の確認があるもの（記載された当該事項につき変更がある場合には、その変更後の計画に係る当該確認があるもの）に限る。以下この項において「医師等勤務時間短縮計画」という。）に基づき当該法人が取得し、又は製作するもの（第一号において「計画設備等」という。）として当該医師等勤務時間短縮計画に記載されたもの（次に掲げる要件の全てを満たす場合における当該記載されたものに限る。）とする。

一　当該医師等勤務時間短縮計画に当該計画設備等が医療従事者の勤務時間の短縮に資する機能別の機器の種類として厚生労働大臣が指定するものに該当する旨の記載があること。

二　当該医師等勤務時間短縮計画の写しを法第四十五条の二第二項の規定の適用を受ける事業年度の確定申告書等に添付すること。